

第5次北海道食育推進計画

(どさんこ食育推進プラン)

令和6年(2024年)3月

北海道

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の趣旨・目的	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 社会情勢の変化	4
第2章 北海道の食育の現状と課題	
1 食育に対する理解と取組	5
2 道民の食生活と健康への影響	6
3 食品ロスの削減	7
4 地産地消	10
5 食育の担い手と地域の推進基盤	11
第3章 食育の推進方針	
1 推進の考え方	12
2 分野ごとの推進方針	12
3 ライフステージに応じた食育のポイント	13
4 施策の体系	14
第4章 推進施策	
1 健全な食生活の実践	15
2 食に関する知識の習得	19
3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化	24
4 指標	26
第5章 計画の推進体制	
1 関係者の役割分担	27
2 地域における推進体制	29
3 全道的な推進体制	29
参考資料	31

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

国が平成17年に制定した「食育基本法」では、「食育」は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられており、「食育」の目的は、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

こうした中、北海道では、平成17年（2005年）4月に「北海道食の安全・安心条例」を施行し、条例で規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画として全国に先駆けて、平成17年（2005年）12月に「北海道食育推進行動計画」を作成し、後継の計画として、第2次から4次の「北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進してきました。

また、環境保全への社会的関心の高まりから、「第4次北海道食育推進計画」において取組を推進していた食品ロス削減については、国が令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定したことなどから、食品ロス削減に向け効果的な施策を持続的に推進するため、令和3年（2021年）3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

北海道の食育については、これまでの4次にわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、道民の食生活における野菜の摂取不足、地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面型、体験型の取組が行えなくなった間に取組主体の担い手の減少や高齢化が進み、体験などの取組を再開するための担い手確保が課題となっています。

こうした課題や食料安全保障のリスクの増大、食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、我が国最大の食料供給地域である本道において、食育を総合的・計画的に推進するため、新たに「第5次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定します。

なお、本計画は、平成27年国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

【持続可能な開発目標（SDGs）と食育】

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。

そのターゲットとして「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

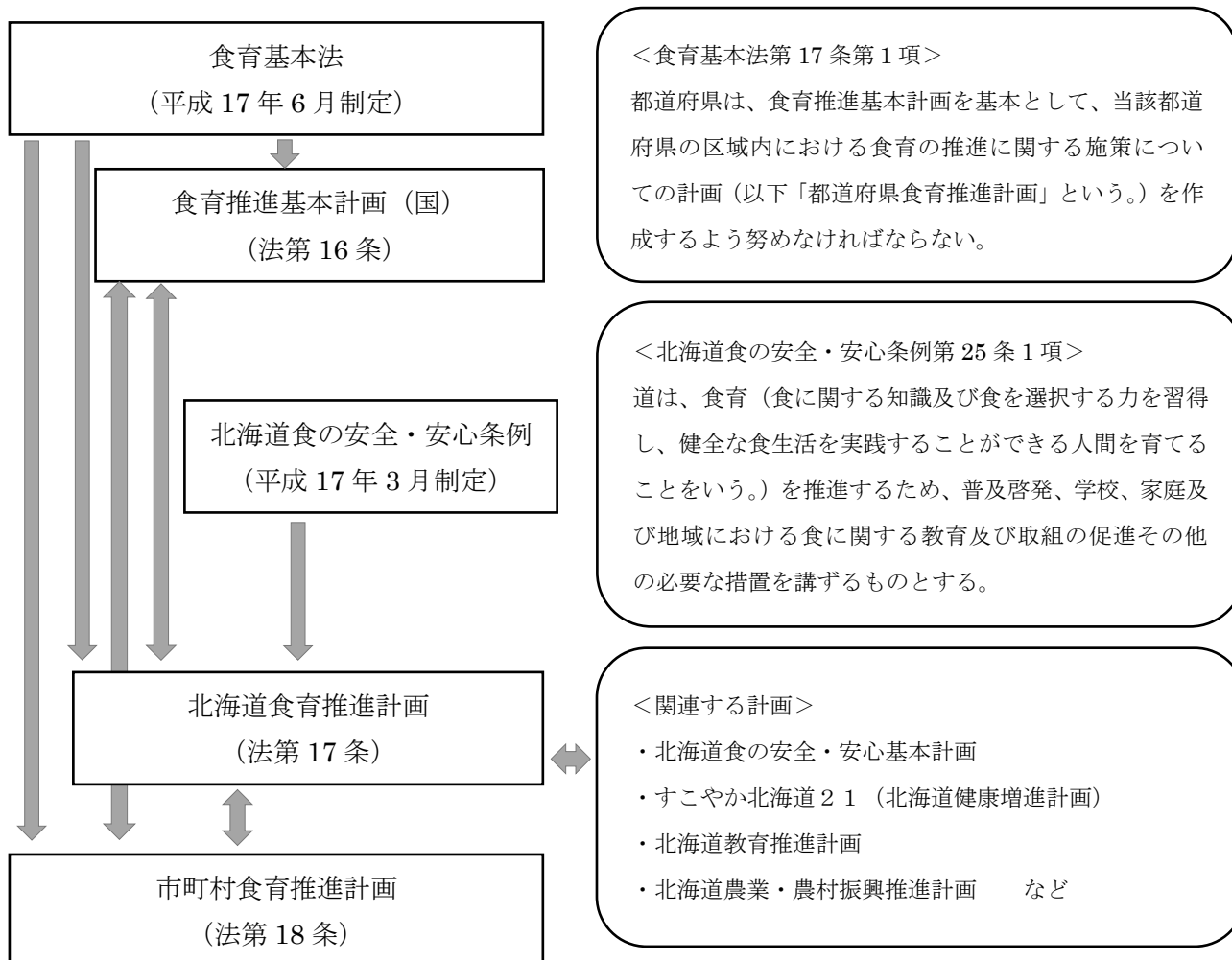
【国連が採択した17のゴール】



2 計画の位置付け

第5次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）は、北海道食の安全・安心条例に基づいて策定した「北海道食の安全・安心基本計画」のもとで同条例第25条第1項に基づき食育を具体的に進めるための「施策別計画」として策定したものです。

また、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画としても位置付けられるものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

4 社会情勢の変化

(1) 世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大

世界の食料需給については、世界的な人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、地球温暖化等の気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的に逼迫が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰や安定供給への懸念や、高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵の供給不安など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。

(2) 食生活の変化や社会のデジタル化の影響

食料消費支出において、外食や中食（調理食品、加工食品）の利用が増えたことから、生鮮食品の利用割合が3割に満たない水準まで減少するなど、食の外部化や簡便化が進んでいる一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で料理を作ったり自宅で食事を食べたりする機会が増えたことで、若い世代を含めた幅広い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組むきっかけになることが期待されます。

また、スマートフォンの普及に加え、自宅で過ごす時間が増えたことなどから、消費者のデジタルメディアに接する時間は増え、SNS等での情報が消費や購買行動に影響を与えています。

(3) 食品アクセスの問題の顕在化

我が国の経済成長が停滞する中で、物価の高騰が進み、健康的な食生活の実現を妨げる問題が発生しています。

また、人口の減少・高齢化が進行し、小売業や物流の採算がとれない地域を中心に、食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等が発生しており、さらに「物流の2024年問題」によって物流コストの増加は不可避となっており、問題がより深刻化することも懸念されます。

(4) 高齢化率の上昇

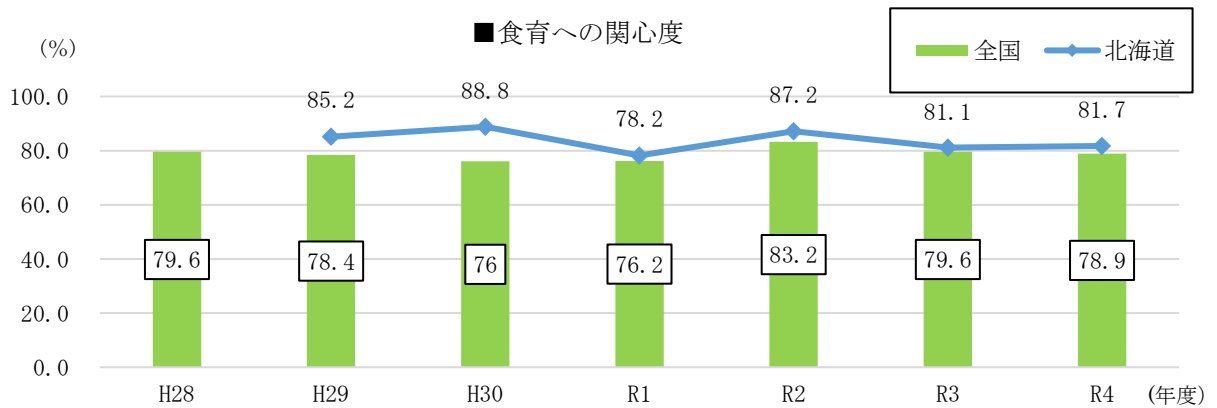
高齢者の人口は、全国的に増え続けており、主要国の中でも最も高い状況となっています。北海道では、高齢者の比率や高齢者世帯の比率（高齢者夫婦のみ及び高齢者単身）が全国平均よりも高く、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。

また、令和元年（2019年）における道民の平均寿命は、男女とも全国平均より短く、日常生活に制限のない期間である健康寿命との差は、男性では9.20年、女性では12.07年となっています。

第2章 北海道の食育の現状と課題

1 食育に対する理解と取組

- 道が実施したアンケート調査によると、道民のうち食育に関心があると回答している割合は、目標としている9割に届いていません。（農：食品政策課）

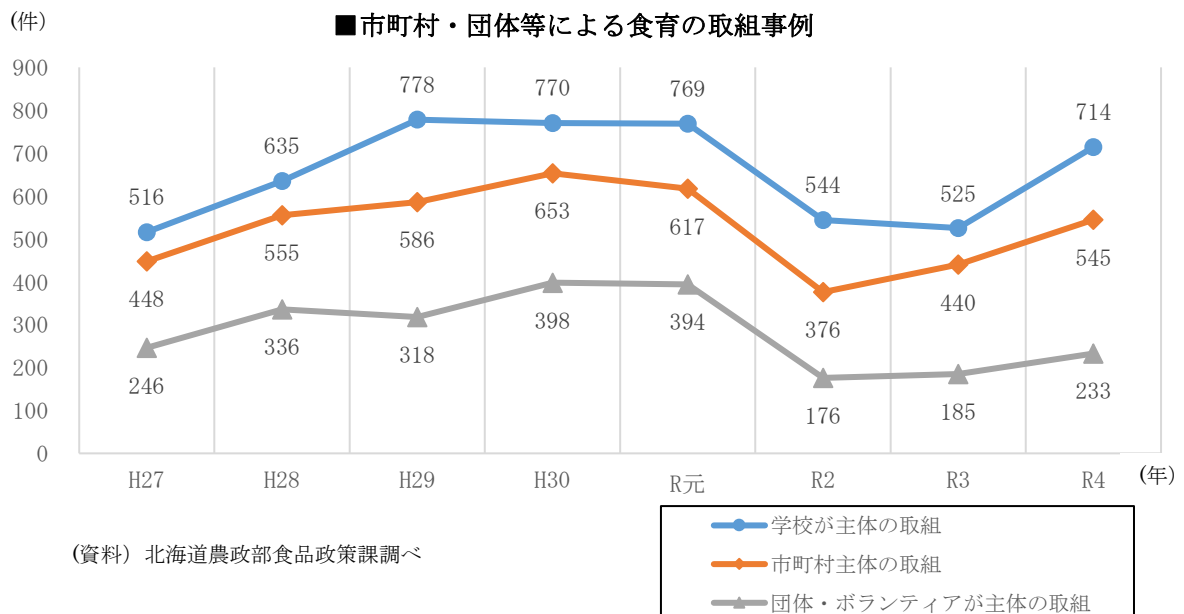


食育に「関心がある」、「どちらかといえばある」の回答割合の合計

(資料) 農林水産省「食育に関する意識調査」

※H29以降、北海道は食品政策課調べ

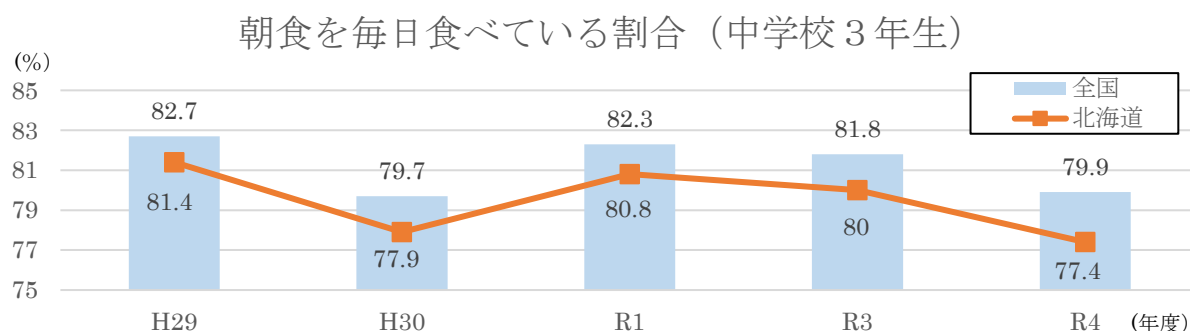
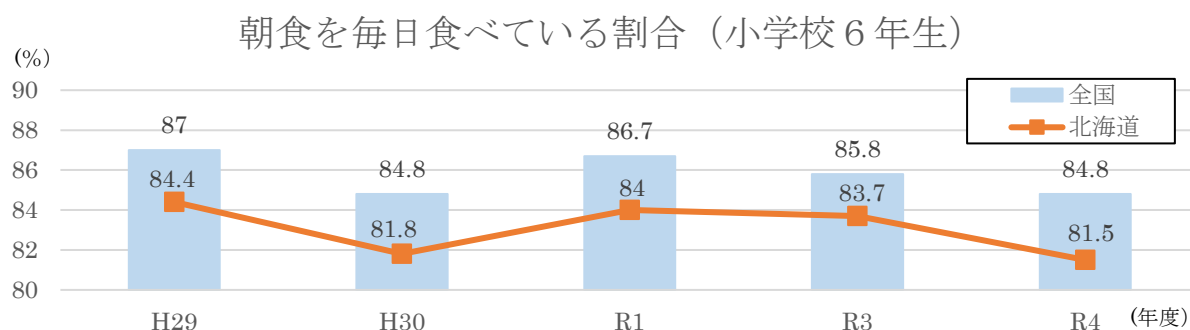
- 令和元年（2019年）まで順調に推移していた市町村や学校、団体・ボランティアが実施する食育活動の取組件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により対面型、体験型の取組が実施できなくなり、大幅に減少しました。最近では徐々に回復傾向にあるものの、団体・ボランティアが主体の取組は、回復に遅れが見られます。（農：食品政策課）



(資料) 北海道農政食品政策課調べ

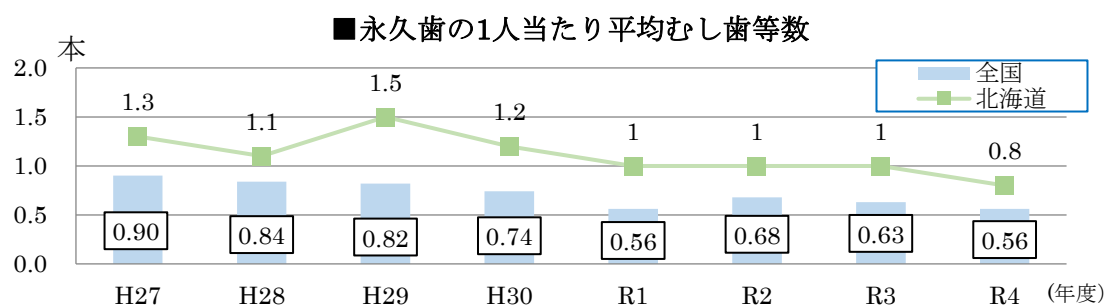
2 道民の食生活と健康への影響

- 令和4年度（2022年度）の野菜の習慣的な摂取量の平均値は264gとなっており、1日当たりの目標値350gを下回っています。（保：地域保健課）
- 令和4年度の食塩の習慣的な摂取量は12.7gとなっており、目標値の7g以下を上回っています。（保：地域保健課）
- 児童生徒（小学生、中学生）が毎日朝食を食べる割合は減少傾向であり、全国平均を下回る状況が続いています。（教：社会教育課）



（資料）文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 歯の健康は、12歳児（中学1年生）の永久歯1人平均むし歯の数が、全国平均より多いものの、減少傾向で推移しています。（教：健康・体育課）



（資料）文部科学省「学校保健統計調査」（12歳生徒の喪失歯とむし歯の合計本数）

3 食品ロスの削減

- 地球規模の気候変動の影響の顕在化などから、近年、国際的に食品ロス削減をはじめとする持続的な開発目標（SDGs）への関心が高まっています。（農：食品政策課）

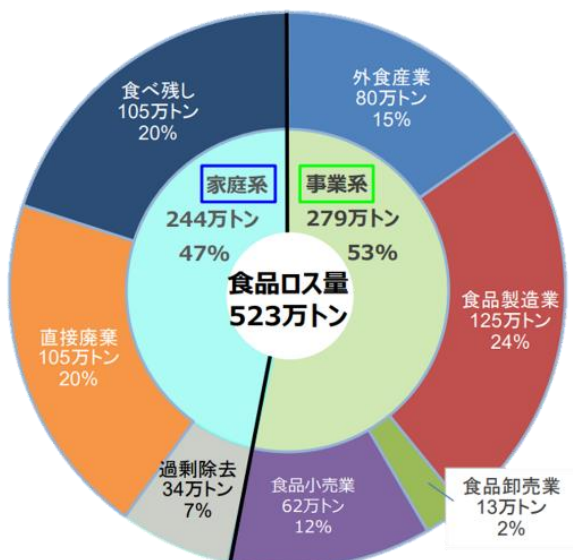
本来は食べられるのに捨てられている「食品ロス」は、国の推計は全国で523万トン（令和3年度）発生し、国民1人当たりで換算すると、1年間で42kgを廃棄していることとなります。

内訳は、事業系廃棄物に由来するものが279万トン、家庭系廃棄物に由来するものが244万トンとなっています。【表3-1】

- 食品ロス発生の内訳は、「家庭」が最も多く、食品製造業、外食産業が続いています。家庭系では、食品廃棄物のうち、全体の約3分の1が食べ残しや直接廃棄（食品を未利用のまま捨てること）などによる食品ロスとなっています。【表3-1】（農：食品政策課）
- 道民の食品ロスに関するアンケート調査から、96.3%の道民がこの問題を認識していることがわかります。【表3-2】（農：食品政策課）
- 食品ロス削減に向けて何らかの取組を行っている割合は高いものの、食品ロス削減量は目標に達していないことから、更なる削減を図るには、効果的な発信が必要と考えられます。（農：食品政策課）

【表3-1】

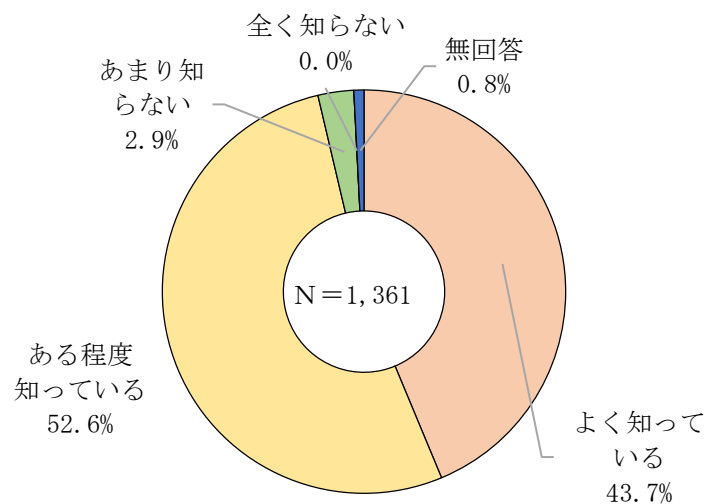
令和3年度 食品ロス量推計値（国）



（資料）農林水産省調べ

【表3-2】

令和4年度 食育・食品ロス削減関心アンケート調査
設問：食品ロスという問題を知っていますか



（資料）北海道農政部食品政策課調べ

コラム（食品ロス削減）

野菜・果物の保存方法（令和5年度ほっかいどう食品ロス削減セミナーより）

○ 野菜と果物を美味しく長持ちさせるために、冷蔵・冷凍を活用しましょう。

【トマト】

冷蔵：ビニール袋に入れて口を止め、野菜室で保存。（未熟なトマトは常温で完熟させてから。）

冷凍：ヘタを取って洗い、水気を拭き取ってから保存袋に入れて冷凍。

【きゅうり】

冷蔵：水気を拭き取り、キッチンペーパーで巻いてラップで包み、ヘタを上にして野菜室で保存。

冷凍：輪切りにし、塩をひとつまみ入れて5分ほど置く。出てきた水分を軽く絞り、保存袋に入れて冷凍。

【みかん】

冷蔵：キッチンペーパーで一つずつ包み、数個まとめてポリ袋に入れ、ヘタが下になるように野菜室で保存。

冷凍：皮ごとや、皮を剥いて丸ごと、小房にするなど、使い方に合わせて形を変えて冷凍が可能。

【バナナ】

冷蔵：バナナを一本ずつポリ袋に入れ、ポリ袋をバナナに巻き付け、野菜室で保存。

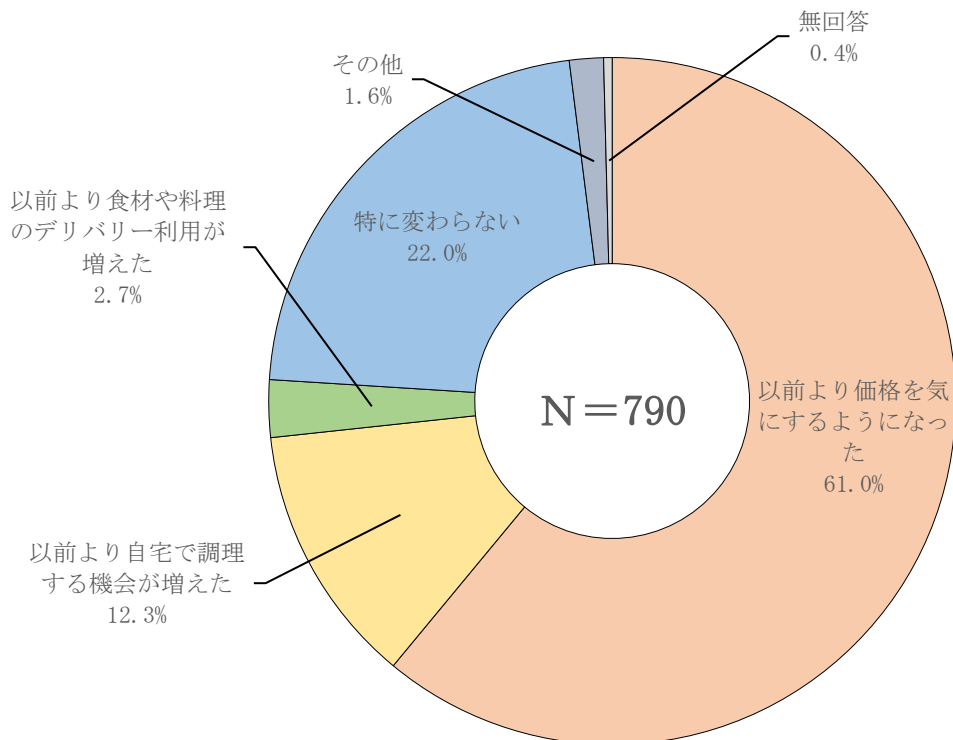
冷凍：皮を剥き、ジッパー付き保存袋に入れ、潰してスムージー状にしたり、ダイス型に切るなど、
使い方に合わせて形を変えて冷凍が可能。

◎冷蔵庫に野菜室がない場合、ドアポケットでも代用可能。

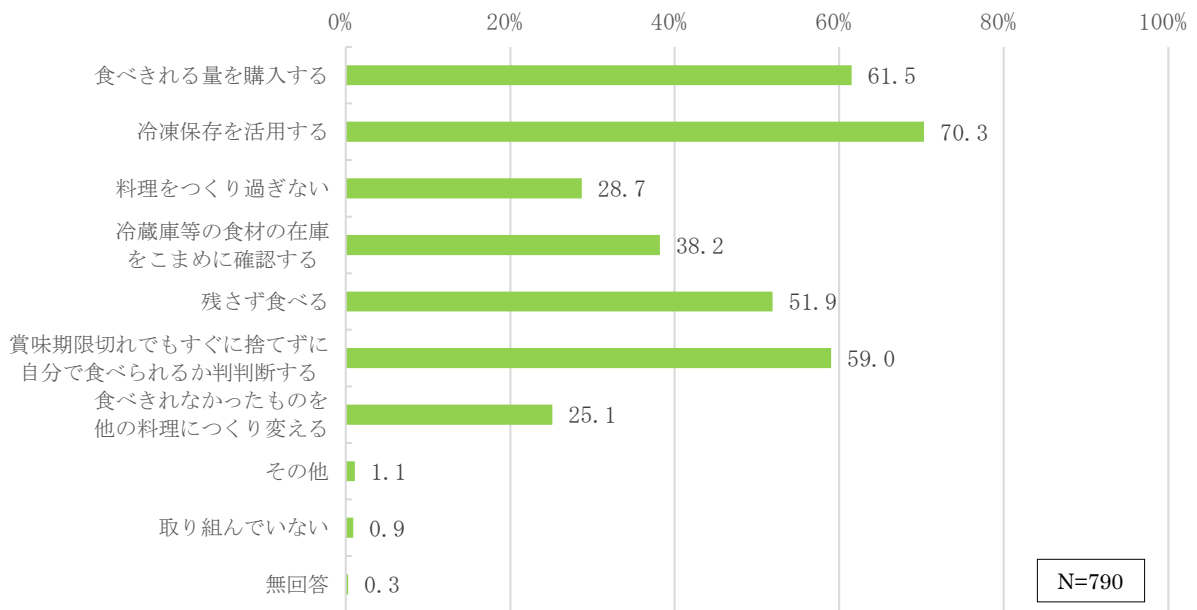
◎ジッパー付き保存袋での冷凍のポイントは保存袋に入れたら空気を抜き、なるべく平らにして冷凍すること。
必要量をラップで小分けにしておくとしやすい。

コラム（令和5年度 道民意識調査の結果）

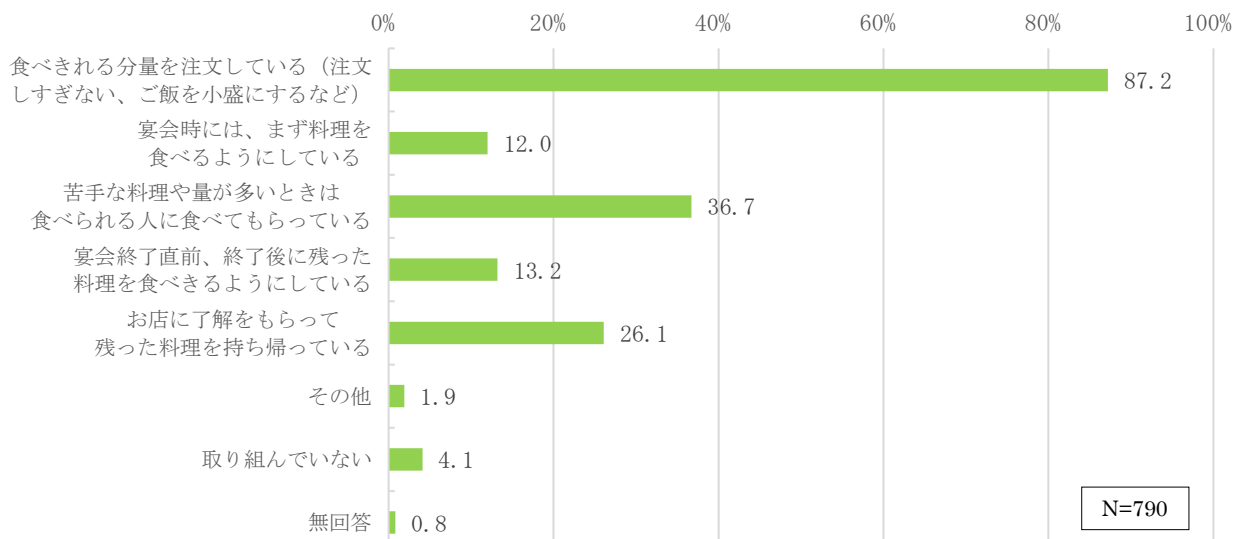
○ コロナ禍や食品の価格高騰など食をとりまく環境に変化がありました。こうした変化の前と後で食に関するあなたの考えや行動に変化がありましたか。（最もあてはまるものを1つ選択）



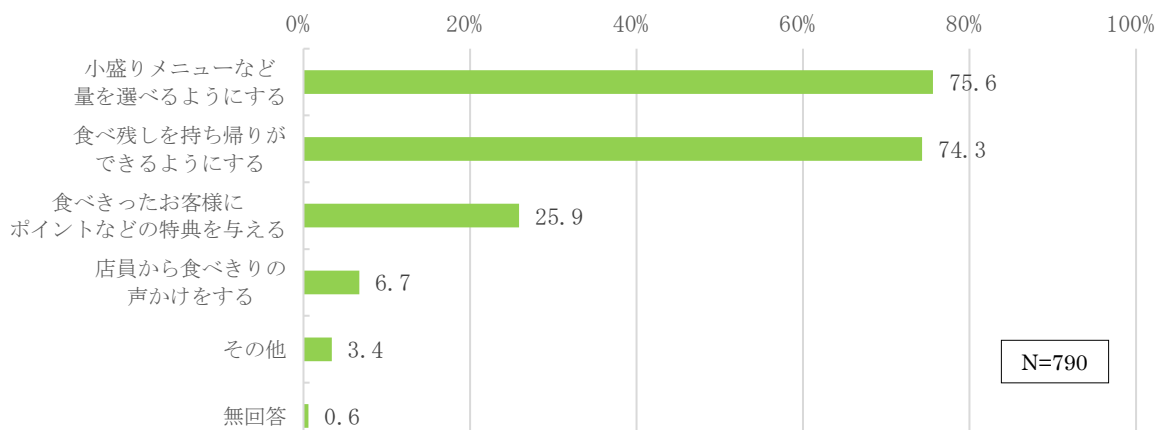
○ 「食品ロス」とは本来食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。あなたが家庭で行っている食品ロス削減の取組について、次の中からあてはまるものを全てお選びください。



○ あなたが外出時に行っている食品ロス削減の取組について、次の中からあてはまるものを全てお選びください。

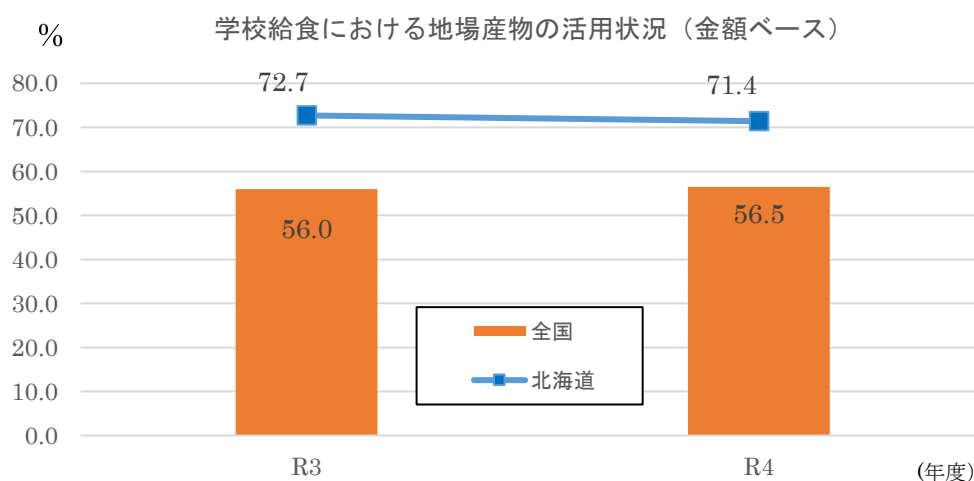


○ 飲食店での「食品ロス」を減らすために、飲食店はどのようなことをすると効果的だと思いますか。(あてはまるものを3つ選択)



4 地産地消

- 本道の供給熱量ベースの食料自給率は、令和3年度(2021年度)では223% (概算値) と5年連続で全国一となる一方、我が国の食料自給率は38% (令和4年度) と諸外国と比べても低い水準となっており、食料自給率の向上と食料安全保障の強化に向けて、本道の役割は大きくなっています。(農：農政課)
- 学校給食では、主食(米・パン・めん)、牛乳は、ほぼすべて北海道産食材が活用されるなど、地場産物の活用割合(金額ベース)は、全国平均を上回っています。(教：健康・体育課)

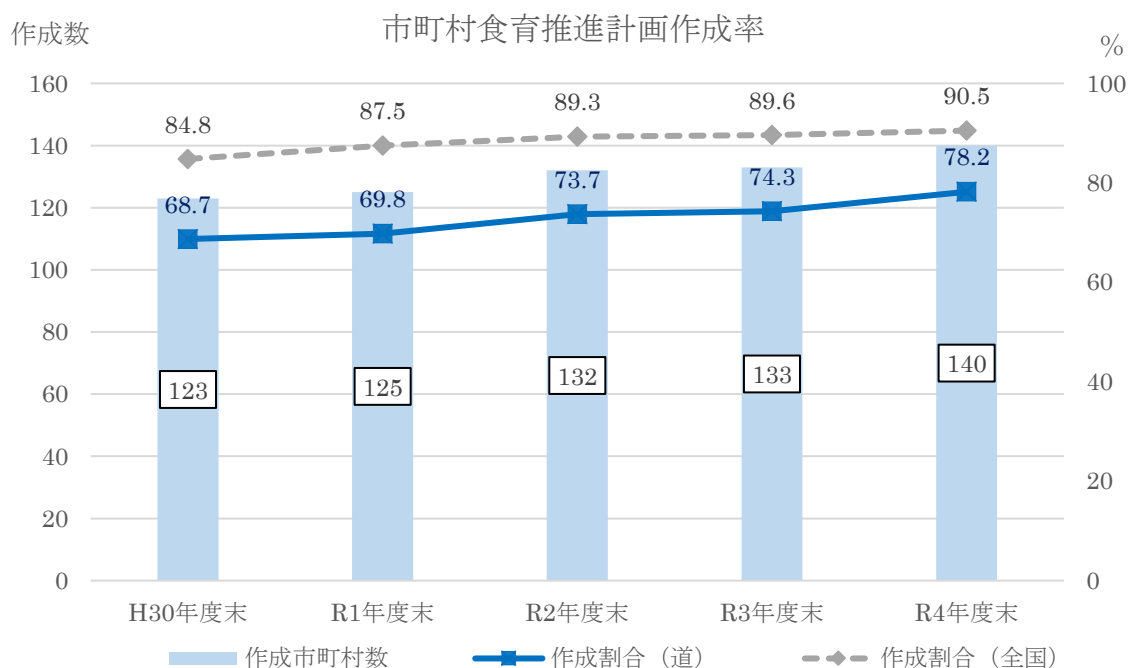


(資料) 文部科学省調べ

- 道産食材を使用したこだわりの料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン(外食店・宿泊施設)」は、令和5年(2023年)3月末現在で320店舗となっています。(農：食品政策課)
- 道産小麦を使用した商品を積極的に販売・提供する「麦チェーンサポーター店」は、パン・菓子店を中心に令和5年3月末現在で339店舗となっています。(農：食品政策課)

5 食育の担い手と地域の推進基盤

- 市町村食育推進計画の作成率は年々増加していますが、全国平均を下回る状況が続いており、地域関係者の連携とネットワーク構築の基盤として作成・更新の促進に向けた取組が必要です。（農：食品政策課）



（資料）農林水産省、北海道農政部食品政策課調べ

- 児童生徒の栄養指導及び管理を行う栄養教諭の配置数は、令和4年度（2022年度）が473名となっており全国で一番多くなっています。（教：健康・体育課）
- 高齢化や後継者不足などにより、食育の担い手となる食生活改善推進員、農業者・漁業者は年々減少しています。（農：食品政策課、保：地域保健課、水：水産経営課）
- その土地ならではの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理を作っている人など、地域の風土や食文化を生かした北海道らしい食づくりを行っている「食づくり名人」の登録者数は、横ばいで推移し、食づくり名人のうち講師やアドバイザー等となって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる「伝承名人」の登録者数は、49名となっています。登録者の高齢化が進んでいることなどを踏まえ、地域の伝統的な食文化の継承に向けた人材確保が必要です。（農：食品政策課）

第3章 食育の推進方針

1 推進の考え方

本計画の対策期間で、新型コロナウイルス感染症により中断していた対面型や体験型の食育活動の回復と強化を図る必要があり、特に数年間の中断の影響を大きく受けた子ども・子育て世代への対応と、食育の担い手の高齢化や引退への対応を図るための重点事項を設け取組を強化します。

<重点事項>

- **子ども及び子育て世代の食育の推進**
- **道民との連携とネットワークによる推進体制の強化**

また、取組分野やライフステージごとに多岐にわたっている食育施策共通の推進方向を示し、各施策の連携や効果的な実施を図るためのスローガンを設定しました。

心も体も食べて育とう。北海道の食がつなぐ未来

このスローガンは、子どもの時から食べる、つくる、食材を知るという体験をしながら大人になり、健全な食生活や地域の「食」が次世代に受け継がれていくことをイメージしたものです。

2 分野ごとの推進方針

(1) 健全な食生活の実践

道民の食生活の課題である野菜の摂取不足や朝食の欠食は、肥満や生活習慣病と関連が深く、成人の肥満者の割合は、全国平均と比べても高い状況です。

このため、食品アクセスの課題に留意しながら、全ての道民が栄養バランスを考えた食事や規則正しい食生活を実践できることを目指し取組を推進します。

(2) 食に関する知識の習得

健全な食生活を実践するためには、道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境との関係、食品の安全性や、栄養をはじめとした機能性など、様々な視点から食に関する正しい知識を得て、食を選択する力を習得する必要があります。

このため、食料安全保障のリスクの増大も踏まえながら、食材が食卓に上がるまでの過程に関する知識の習得に向けた体験活動等を促進・支援します。

(3) 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

食育は様々な分野の多様な主体が取り組んでおりますが、地域の食育を担うボランティアなどの減少や高齢化による食育の担い手の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による食育活動の中断からの回復の遅れが課題となっています。

このため、食育の担い手育成に向けた取組を推進するとともに、食に関わる関係者の連携とネットワークを強化します。

3 ライフステージに応じた食育のポイント

食育は、子どもから高齢者まであらゆる世代が生涯を通じて取り組むべきものでありますが、食に関する環境や課題は世代ごとに異なるため、ライフステージに応じた食育を推進する必要があります。(年齢は目安)

(1) 乳・幼児期 (0～4歳)

家族や友達と一緒に食事をしたり、食事のお手伝いをするなど様々な経験を通して、食べることの楽しさや大切さを知り、食への興味や関心を持たせることが必要です。

(2) 学童・思春期 (5～15歳)

この時期の食習慣は大人になってからの食生活に影響を与えることから、学校と家庭が連携、協働し、学校給食などを通じて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践していく能力を育むことが必要です。

(3) 青年期 (16～24歳)

進学や就職など生活環境の変化が食生活に大きな影響を与える時期であり、周囲との関わりや体験などを通じて、食に関する理解や関心を深め、自ら食生活の改善に取り組んでいくことが必要です。

(4) 成人期 (25～64歳)

心身ともに充実する時期であり、食に関する幅広い知識や経験を身に付け、食を楽しみながら、健全な食生活を実践することが必要です。

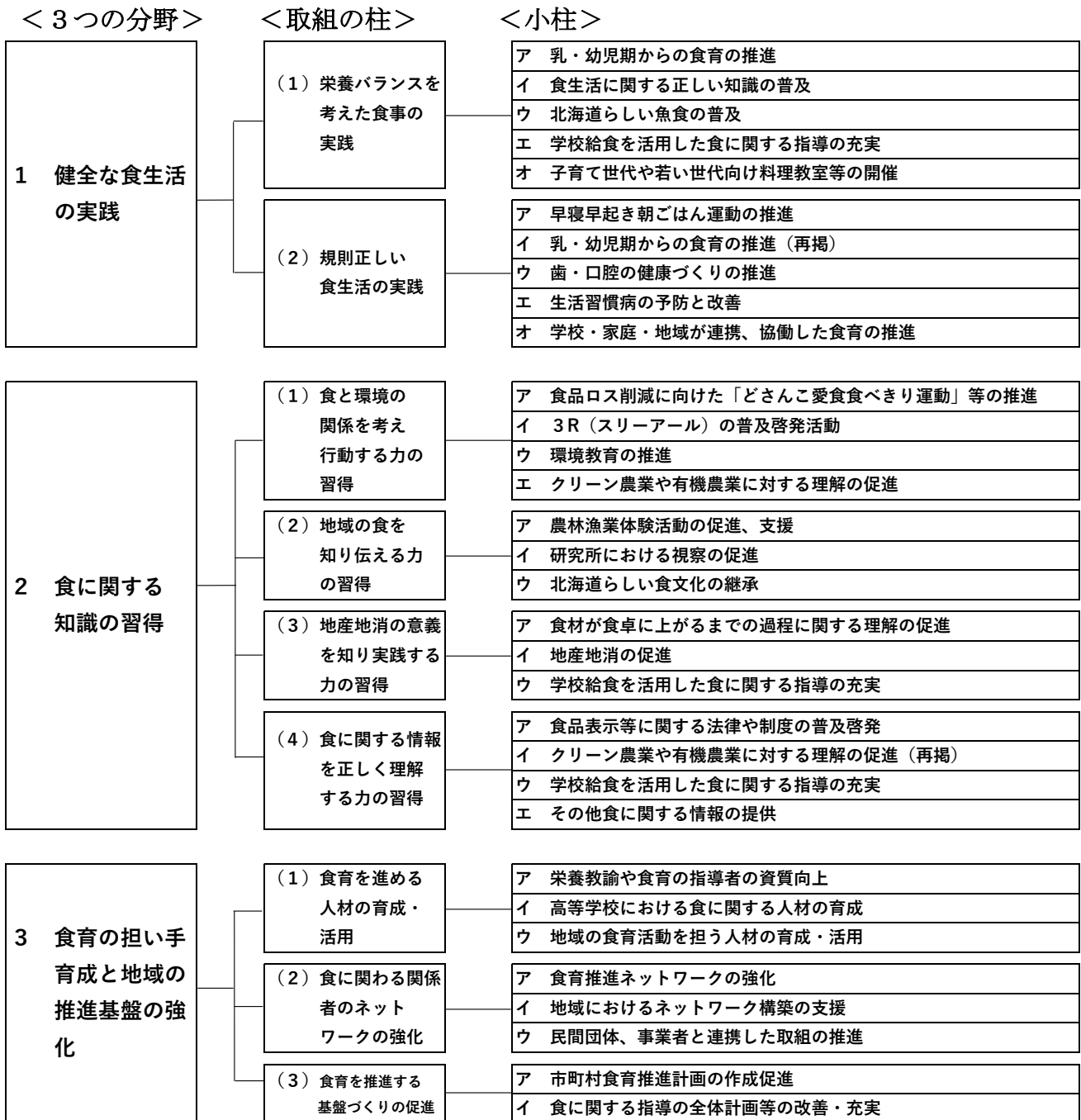
健康に対する関心が高まる時期であり、これまでに得た食に関する様々な知識や経験を生かし、食を楽しみながら、生活習慣病などを予防し、体調にあった食生活を実践することが必要です。

(5) 高齢期 (65歳以上)

高齢期のやせや低栄養は要介護や死亡のリスクにつながることから、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、体調に配慮しつつ、適切に栄養を取り、適正体重を維持する食生活を実践することが必要です。

4 施策の体系

「子ども及び子育て世代の食育の推進」と「食に関わる関係者の連携とネットワークの強化」を重点事項とし、3つの分野ごとに取組の柱と小柱を立て、食料安全保障のリスクの増大や食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった社会情勢の変化に配慮しながら取組を進めます。



第4章 推進施策

1 健全な食生活の実践

(1) 栄養バランスを考えた食事の実践

ア 乳・幼児期からの食育の推進（保：地域保健課）

- ① 給食施設指導を通じた食育の推進や幼児向け指導媒体の使用の普及に努めます。
- ② 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援します。

イ 食生活に関する正しい知識の普及（保：地域保健課）

- ① 望ましい食習慣の普及を図るため、「北海道版食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）の活用を推進します。
- ② 健康情報発信や健康に配慮したオーダー対応をはじめとした外食店等での健康づくりをサポートする取組を行います。
- ③ スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、バランスのとれた食生活の実践ができるよう食環境整備を推進します。

ウ 北海道らしい魚食の普及（水：水産経営課）

- ① 魚食習慣の定着を図るため、北海道らしい水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。

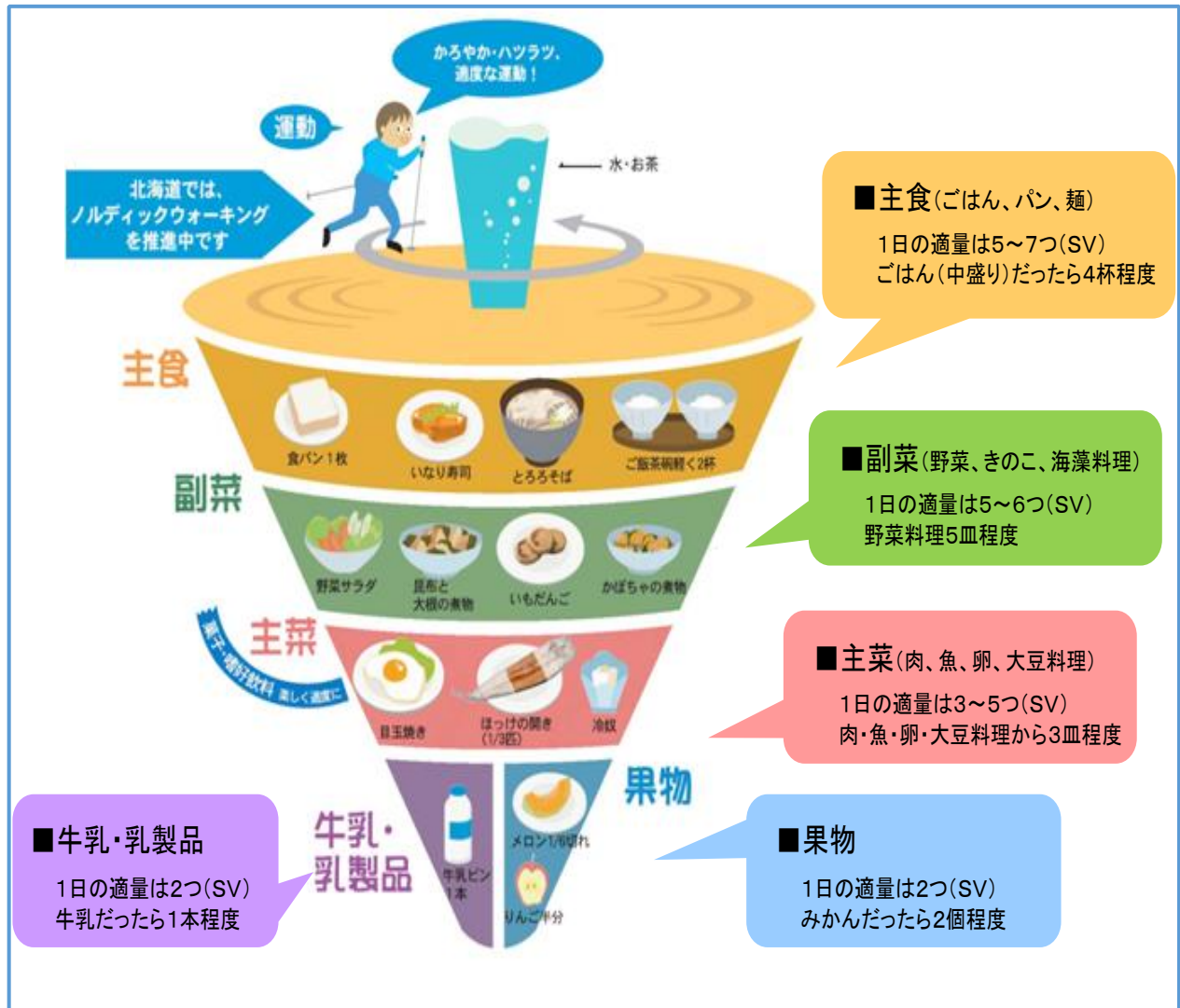
エ 学校給食を活用した食に関する指導の充実（教：健康・体育課）

- ① 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、学校給食の食事内容の充実に努めるとともに、給食の時間と各教科等の指導内容を相互に関連付けた食に関する指導の充実に努める取組を推進します。

オ 子育て世代や若い世代向け料理教室等の開催（農：食品政策課）

- ① 健全な食生活の実践のため、子育て世代（親子）や子どもを含む若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。

【どさんこ食事バランスガイド】



- 「どさんこ食事バランスガイド」は、普段食べる料理を「主食」、「副菜」、「主菜」、「牛乳・乳製品」、「果物」に分けて、それをコマの形のイラストにあてはめ、1日に必要な食事の量を分かりやすく表したものです。コマの形に合わせて食べる量を意識することで、栄養バランスのとれた健康的な食習慣を気軽に身に付けることができます。
- 1日の望ましい食事量について、料理を基準に「茶碗1杯」、「小鉢1皿」など普段使う食器の大きさに合わせて目安を分かりやすく示し、1つ【1SV(サービング)】というように摂取量を示しています。1つ(SV)に相当する量は次のとおりです。
 - 主食：ご飯を茶碗で軽く1杯
 - 副菜：小鉢1つ分の量
 - 主菜：鶏卵1個程度で作る料理
 - 牛乳、乳製品：牛乳コップ半分(100ml)
 - 果物：りんご半分程度
- 食生活に係る課題は各年代で異なることから、「どさんこ食事バランスガイド」は学齢期から高年期までライフステージ別に6種類が用意されています。

【ほっかいどうヘルスサポートレストラン】

「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」は、北海道内の外食料理店やコンビニエンスストア、スーパーやお弁当店、お惣菜のお店などで普段の生活で活用していただける健康づくりに関する情報を提供したり、健康に配慮したオーダー対応やメニューを提供するなど、道民の皆さまの健康づくりをサポート（支援）するお店です。

登録店の取り組み状況に合わせて、一つ星～三つ星の三段階に分けられます。



ホームページはこちら ▶▶ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/hhsr/top-02.html>

（２）規則正しい食生活の実践

ア 早寝早起き朝ごはん運動の推進（教：社会教育課）

- ① 子どもたちの生活習慣の改善に資するため、毎年7～8月、12～1月を「早寝早起き朝ごはん」運動啓発強化期間と設定して各種イベント等を実施するほか、フォーラムや研修会の開催、生活リズムチェックシートの活用を推進します。

イ 乳・幼児期からの食育の推進（再掲）（保：地域保健課）

- ① 給食施設指導を通じた食育の推進や幼児向け指導媒体の活用を推進します。
- ② 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援します。

ウ 歯・口腔の健康づくりの推進（保：地域保健課）

- ① 乳幼児の時から生涯にわたって歯を大切にする8020運動を推進します。
- ② 歯科口腔保健における食育を推進します。
- ③ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。

エ 生活習慣病の予防と改善

- ① 市町村や医療保険者等と連携し、特定健康診査、特定保健指導の充実に努めます。
(保：地域保健課)
- ② 職域と連携し、生活習慣病の予防と改善の取組を実施します。(保：地域保健課)
- ③ 道民健康づくりの日(10月3日)などにパネル展等を開催し、生活習慣病の予防と改善について、普及啓発を推進します。(保：地域保健課)
- ④ 高齢期や青年期の道民が手軽に実践できる健康に良い食生活につながる取組を提案するとともに、それぞれの世代を対象とした食育活動の取組事例などについて共有しながら、機運醸成を図ります。(農：食品政策課)

オ 学校・家庭・地域が連携、協働した食育の推進

- ① 望ましい生活習慣の育成や食生活に関する指導など、各教科等における食に関する指導の充実に図るための取組を推進します。(教：健康・体育課)
- ② 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど、学級担任等による給食指導の充実に図られる取組を推進します。(教：健康・体育課)
- ③ 家族等が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食の楽しさや基本的な生活習慣づくりへの意識を高めます。(農：食品政策課)

2 食に関する知識の習得

(1) 食と環境の関係を考え行動する力の習得

ア 食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」等の推進

令和3年3月に策定した「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、道の「北海道SDGs推進ビジョン」に位置付けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進などの取組を推進します。

- ① 市町村や団体、企業、メディア、高等教育機関等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施します。(農：食品政策課、環：消費者安全課)
- ② 道民行動としての定着を図るため、外食や宴会で食べきれぬ量を注文するなどの「食べきりキャンペーン」を推進するほか、家庭や買い物での留意点、賞味期限や消費期限の違いなど、様々な場面において手軽に実践できる具体的な知識や取組の提案などを実施します。(農：食品政策課、保：食品衛生課)
- ③ 飲食店や食品関連事業者等のニーズに応じ、食品ロス削減を推進するため、「どさんこ愛食食べきり運動」の情報発信や、経営改善に向けた相談対応を実施します。(農：食品政策課、経：中小企業課)
- ④ 適切な栄養管理と食に関する指導の充実による学校給食の残食率の改善に向けた取組を推進します。(教：健康・体育課)

イ 3R（スリーアール）の普及啓発活動（環：循環型社会推進課）

- ① 家庭から排出される生ごみを始めとしたごみの排出抑制を促進するため3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発活動を実施します。

ウ 環境教育の推進（環：環境政策課）

- ① 食と環境の関係を身近なものとして受け止め、本道の豊かな自然環境を守る取組など具体的な環境保全活動の実践に結びつけることができるよう、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムやワークショップなどの人材育成を実施し、環境教育を推進します。

エ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進（農：食品政策課）

- ① クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、イメージキャラクター「ハタケダ博士&くりーんだね」を活用し道のホームページや、出前講座、有機農産物等のPR販売会などで普及を図るとともに、料理等の体験教室などを実施します。
- ② 農業や流通団体等からなる北海道クリーン農業推進協議会が実施するセミナーなどの取組に対して支援を行い、クリーン農業とYES! clean表示制度の普及を促進します。
- ③ YES! clean農産物や有機農産物の学校給食での利用を促進します。

- ④ 消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。

(2) 地域の食を知り伝える力の習得

ア 農林漁業体験活動の促進、支援

- ① 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。(農：食品政策課)
- ② 都市住民が、農業体験や受入農家と交流するとともに、豊かな自然や食の魅力に触れることで、農業・農村への理解が進み、関係人口となるよう、多様な主体が地域ぐるみで都市住民を受け入れる農村ツーリズムの取組を推進します。(農：農村設計課)
- ③ 市町村、団体等が実施する農林漁業体験の取組を支援します。(農：食品政策課)
- ④ 農作業体験や加工体験等により、農業・農村に対する道民の理解を深める「ふれあいファーム」の活動を支援します。(農：農政課)
- ⑤ 採用1年目の栄養教諭を対象に実施する農業体験等を行う研修を通じて、児童生徒に食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を育みます。(教：健康・体育課)
- ⑥ 学校関係者や消費者団体などと連携して、料理教室や漁業体験などを通じ、道民と地域の漁業者との交流を促進します。(水：水産経営課)
- ⑦ 道産木材を活用した箸や食器づくり体験など、食育・木育に関する普及啓発イベントを開催します。(林：森林活用課)
- ⑧ 安全で安心な食の環境を守るため、漁業関係者などが取り組む豊かな海や川を育む森林づくり活動を支援します。(林：森林活用課)

イ 研究所における視察の促進(経：食産業振興課)

- ① 地域食品加工技術センターで視察者に対してセンターの取組を説明するとともに、センターが関わった食品製造業者等の取組を紹介します。

ウ 北海道らしい食文化の継承(農：食品政策課)

- ① 地域の風土や食文化などを活かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「食づくり名人」の活動をホームページ等を活用して広く紹介するとともに、「食づくり名人」のうち講師やアドバイザー等となって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる「伝承名人」の活動を促進し、伝統的な北海道の食文化の継承を図ります。

(3) 地産地消の意義を知り実践する力の習得

ア 食材が食卓に上がるまでの過程に関する理解の促進(農：食品政策課)

- ① 地産地消の意義を理解し実践につなげるため、農林漁業者や食品加工業者など多くの人々が支える食のサプライチェーンへの理解を深める取組を推進します。

イ 地産地消の促進(農：食品政策課)

道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日(どどん食べよう道産DAY)」(毎月第3土・日曜日)について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。

- ① 米については、高品質な良食味米の安定生産や、中食・外食向けなど用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携し、北海道米に関する幅広いPR活動などに取り組みます。（農：農産振興課）
- ② 小麦については、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を進めるため、消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、将来の食づくりを担う学生への理解醸成などに取り組み、道産小麦の更なる需要拡大を図ります。（農：食品政策課、農産振興課）
- ③ 牛乳については、地域の酪農に関する情報や牛乳乳製品を使った料理レシピなどを積極的にSNSで発信するほか、生産者団体や乳業メーカーと連携したPR活動に取り組みます。（農：畜産振興課）
- ④ 水産物については、地域ごとに水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。（水：水産経営課）
- ⑤ きのことについては、きのこ品評会展示会、産地直売会や農業・農村フェスタなどの場を活用してPR活動に取り組みます。（林：林業木材課）

ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実（教：健康・体育課）

- ① 学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、道産食材の特徴や利点への理解を促す取組を推進します。
- ② 学校給食に地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の理解と継承につながるよう、食に関する指導の充実を図る取組を推進します。

【愛食の日】

道では、地元でとれた農水産物を地元で消費する「地産地消」をはじめ、食に関して必要な知識を学び実践する「食育」を総合的に推進するため、道民運動として、関係者が一体となって「愛食運動」に取り組んでいます。

平成16年度には、この運動の中の「地産地消」を具体的に推進するため、道民購買行動に直接結びつく仕組みづくりとして「愛食の日」を制定し、キャッチフレーズ等を一般から公募しました。

また、ロゴマークも作成しています。

- 愛 称＝どんでん食べよう道産DAY
- 日にち＝毎月第3土曜日と日曜日
- キャッチフレーズ＝おいしいですよ北海道



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/dosanday/dosandayshoukai.html>

(4) 食に関する情報を正しく理解する力の習得

ア 食品表示等に関する法律や制度の普及啓発

- ① 原料原産地、アレルギー、栄養成分等の食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象にセミナーを開催します。（食品表示法）（環：消費者安全課、保：地域保健課、食品衛生課）
- ② 食品表示法、食品衛生法、健康増進法に関するパンフレット等の配布や各種イベント等による啓発活動を進めます。（環：消費者安全課、保：地域保健課、食品衛生課）
- ③ 北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度に関するガイドブック等の配布や各種イベント等による啓発活動、「ハサップくん」による啓発を進めます。（保：食品衛生課）

- ④ 「ヘルシーD o フェア」の開催などにより、北海道食品機能性表示制度や制度に基づく認定品のPRを実施します。(経：食産業振興課)
- ⑤ ホームページでの周知やパンフレット等の配布などにより、消費者等へ食品に関する国や道の表示制度等食品表示の普及啓発を行います。(道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、YES!clean 表示制度、有機JAS 規格)(農：食品政策課)

イ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進(再掲)(農：食品政策課)

- ① クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、イメージキャラクターのハタケダ博士&くりんだねを活用し道のホームページや、出前講座、有機農産物等のPR販売会などで普及を図るとともに、料理等の体験教室などを実施します。
- ② 農業や流通団体等からなる北海道クリーン農業推進協議会が実施するセミナーなどの取組に対して支援を行い、クリーン農業とYES! clean 表示制度の普及を促進します。
- ③ YES! clean 農産物や有機農産物の学校給食での利用を促進します。
- ④ 消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。

ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(教：健康・体育課)

- ① 学級担任等と栄養教諭が連携し、献立に使用する食品の産地や栄養に関する情報、献立のねらいを示した献立計画をもとに、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る取組を推進します。

エ その他食に関する情報の提供

- ① 北海道農業・農村情報誌「confa(コンファ)」の発行などの普及啓発により、農業・農村に対する道民の理解を深める取組を進めます。(農：農政課)
- ② インターネットの活用や水産関係者と連携した出前授業の取組など、水産業や漁村に関する情報提供の充実に努めます。(水：水産経営課)
- ③ メールマガジン、ホームページ、SNS等各種媒体を活用し、食品の安全性や、栄養をはじめとした機能性など食に関する様々な情報発信を強化するとともに、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努めます。(農：食品政策課)
- ④ 6月の「食育月間」に食育パネル展の開催などにより、食育の普及啓発を集中的に実施します。(農：食品政策課)
- ⑤ 小学生から中高年までの各世代を対象とした食育に関するDVDを教材用として、学校や食育を実施する団体などに貸し出します。(農：食品政策課)
- ⑥ 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施します。(農：食品政策課)
- ⑦ 災害時の避難生活に備えるため、食品が賞味期限切れとならないよう消費と補充を行うローリングストックを推進するとともに、災害食を普及させるため、各種イベントなどにおいて「北の災害食」のレシピ集をPRします。(総：危機対策課)

【北海道HACCP自主衛生管理認証制度】

食品の製造・加工・販売施設などについて、HACCPによる自主衛生管理が適切に行われているかどうかを審査し、道が定める基準に達しているものを認証する制度です。令和4年12月末までに累計412施設、484食品群が認証を取得しています。



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/haccp/haccp-ninsyou-saikouchiku.html>

※ HACCPとは、より安全な食品を提供するために考えられた食品の衛生管理システムです。

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則すべての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理を導入することとされました。

【北海道食品機能性表示制度】

道産食品に含まれている機能性成分に関して「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われている事実を認定した加工食品に表示されます。

令和5年9月現在、85社から163商品が認定されています。

(北海道庁)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/ks/hyouziseido.html>



【道産食品独自認証制度】

北海道の原材料にこだわり、高い技術を生かして生産された安全で優れた北海道産の食品で、品目ごとに定められた基準を満たしたものを認証する制度であり、認証された食品には「きらりっぷマーク」を表示しています。

令和5年3月末現在、ハム類、ナチュラルチーズ、日本酒、熟成塩蔵さけ(山漬け)など、21品目の認証基準が設定されており、このうち14品目で37商品が認証されています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/ninshou/seido.html>



【道産食品登録制度】

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、北海道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する制度であり、登録された加工食品には「登録マーク」を表示しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/ninshou/dousantouroku.html>



【YES! clean 表示制度】

「北のクリーン農産物 (YES! clean) 表示制度」は、クリーン農業の取組をより一層進めるために、農業団体や消費者団体、道などで構成する北海道クリーン農業推進協議会が取り組んでいる表示制度です。

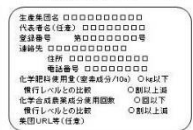
この制度は化学肥料や化学合成農薬の使用を一定基準以上低減した農産物を生産する集団を登録する仕組みで、消費者のみなさんに YES!clean 農産物を知っていただくために『YES!clean マーク』を表示しています。

令和4年度末時点で225集団、49品目が登録されています。

<http://www.yesclean.jp/>



北海道安心ラベル



北海道クリーン農業推進協議会
<http://www.yesclean.jp/>

3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

(1) 食育を進める人材の育成・活用

ア 栄養教諭や食育の指導者の資質向上

- ① 栄養教諭等を対象に、「教員育成指標」を踏まえて策定する「教員研修計画」に基づき、初任段階、中堅段階、ベテラン段階などの教員のキャリアステージに応じた研修や本道の教育課題に対応する専門性・実践的指導力を高める研修を実施します。(教：健康・体育課)
- ② 採用1年目の栄養教諭を対象に実施する農業体験等を行う研修を通じて、児童生徒に食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を育みます。(再掲)(教：健康・体育課)
- ③ 市町村栄養士や在宅栄養士、食生活改善推進員などを対象に、栄養改善に関する研修会を開催します。(保：地域保健課)
- ④ 特定健康診査・特定保健指導従事者を対象に、人材育成のための研修会を開催します。(保：地域保健課)
- ⑤ 保育所、幼稚園等で食育を展開するため、栄養管理や健康管理、食育活動等に関する情報提供を行います。(保：地域保健課)

イ 高等学校における食に関する人材の育成

- ① 農業や水産など食に関する学科を設置する高校において、企業や産業界、大学等と連携し、食に関する知識や技術を習得して地域の課題解決に主体的に取り組むことなどができる人材育成に努めます。(教：高校教育課)

ウ 地域の食育活動を担う人材の育成・活用（農：食品政策課）

- ① 道内の個人、団体による食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高めるため、取組事例発表会等を行います。
- ② 食育に関する専門的な知識や経験を有する人材を北海道食育コーディネーターとして登録し、市町村や民間団体等の要望に基づき派遣します。
- ③ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「食づくり名人」や「伝承名人」と食育推進ネットワークとの連携を図るとともに、各地域において「伝承名人」等を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。
- ④ ホームページやメールマガジン等を活用し、食育コーディネーターや食づくり名人、伝承名人の活動を広く紹介します。

【北海道食育コーディネーター制度】

道では、食育に取り組む市町村や団体等にアドバイスなどを行うため、健康づくり、食習慣、栄養バランス、調理技術、農業など様々な分野の専門家を食育コーディネーターとして登録し、派遣する制度を設けています。詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/deep/coordinator.htm>

(2) 食に関わる関係者のネットワークの強化

ア 食育推進ネットワークの強化（関係全課）

- ① 各振興局における食育推進ネットワークの構成団体に、新たに食づくり名人、農業者・漁業者（青年部・女性部）、農業協同組合、漁業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化するとともに、食育推進ネットワークが主体となった取組を進めます。

イ 地域におけるネットワーク構築の支援（関係全課）

- ① 市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築を進め、地域の特性を生かした食育に対する支援を行います。

ウ 民間団体、事業者と連携した取組の推進（関係全課）

- ① 6月の「食育月間」を中心に、食品事業者などと連携し、啓発活動を実施します。
- ② 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施します。（再掲）

(3) 食育を推進する基盤づくりの促進

ア 市町村食育推進計画の作成促進（農：食品政策課）

- ① 地域関係者の連携とネットワークの強化を図る上で、市町村による声かけなどきっかけづくりの効果は大きいことから、その基盤となる「市町村食育推進計画」の作成・更新を促進するため、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行います。

イ 食に関する指導の全体計画等の改善・充実

- ① 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、各教科等の年間指導計画と関連付けた食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、栄養教諭を中心に、全教職員が連携・協力した食育推進体制の整備を促進します。（教：健康・体育課）
- ② 国の「保育所保育指針」に基づき、保育所における食育推進状況について指導監査において確認します。（保：子ども政策企画課）

4 指 標

指標は、施策を体系的に掲載した「第4章推進施策」の施策区分ごとに計画の進捗状況を把握する際の取組状況の目安として設定しています。

指標は、数値等の実績が定期的に公表されるもの、把握できるものを基本に設定しています。

指標の目標年度は、原則として本計画の目標年度である令和10年度(2028年度)としていますが、北海道総合計画をはじめとする関連計画等において、既に目標値が設けられている場合などで目標年度が異なるほか、施策の内容などから目標値の算定が困難な場合は、関連計画等における目標年度及び目標値によることとしています。また、設定している指標について、本計画の策定後に関連計画等の改訂など、新たな目標年度や目標値が定められた場合は、当該目標年度や目標値は本計画のそれとみなすこととします。

指 標 (※出典)		現 状 ・ 年 度		目 標
1 健全な食生活の実践				
適正体重を維持している者の割合 ※1 40～64歳：BMI18.5以上25未満 65歳以上：BMI20以上25未満		58.5%	R4	61.0%
適切な量の食事をとる者(20歳以上) ※2	野菜の摂取量	264g	R4	350g以上
	食塩摂取量	12.7g	R4	7.0g以下
朝食を毎日食べている小・中学生の割合 ※3	小6	81.5%	R4	100%
	中3	77.4%		100%
健康寿命(日常生活に制限のない期間) ※4		男性 71.60年 女性 75.03年	R1	増加
2 食に関する知識の習得と実践				
食育に関心がある道民の割合 ※5		81.7%	R4	90%以上
食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合 ※5		家 庭 79.4% 外食・宴会 70.2%	R4	80%以上
食品を購入する際に国産や地域の食品を選ぶ道民の割合 ※5		85.2%	R4	90%以上
農村ツーリズムの受入活動実践農家の割合		6.8%	H30	7.3%
学校給食における地場産物の使用率(食品数ベース) ※6		48.2%	R4	50%
3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化				
食育推進ネットワークが主体となる食育の取組件数 ※5		年 12 件	R4	年 14 件
食育の取組件数(学校、市町村、団体・ボランティア) ※5		年 1,492 件	R4	年 1,800 件
食育コーディネーター及び伝承名人の活動回数 ※5		年 68 回	R4	年 100 件
食育推進計画作成市町村数 ※5		140	R4	全市町村

※1：NDBオープンデータ(厚生労働省) ※2：北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」 ※3：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※4：厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣対策の費用効果に関する研究」

※5：北海道農政部調査 ※6：北海道教育委員会調査

第5章 計画の推進体制

1 関係者の役割分担

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくために、食生活の基本となる家庭における食育の取組はもとより、学校や地域住民、NPOなどボランティア団体、食材を提供する生産者など食関連産業、消費者団体など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し、相互に連携・協働しながら、食育の推進に努めるものとします。

- (1) 家庭【対象：主に未成年の子及び保護者】 <食育基本法第13条関連>
- 食生活の基本となる家庭での食育が重要であるとの認識を持ち、子どもの食への関心を高めるとともに、栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践に努めます。
 - 学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加するとともに、食の大切さ、地産地消や「旬」の食品の選び方、調理方法を学び、子どもに伝えるよう努めます。
- (2) 市町村【対象：地域住民】 <食育基本法第10条関連>
- 食育を推進するための基盤となる組織づくりや計画等の作成に努めるとともに、地域の関係者と連携・協働し、地域の特性や伝統を生かした取組の実施に努めます。
 - 地域における食育の組織活動を推進するため、食生活改善推進員等の養成・育成を行うとともに、食育に取り組む地域住民等への支援に努めます。
- (3) 幼稚園・保育所・学校等【対象：児童生徒】 <食育基本法第11条関連>
- 幼稚園や保育所では子どもたちが食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つよう、食育を推進します。
 - 小中学校等では給食の時間を中心とした特別活動、体育科、家庭科及び総合的な学習の時間等の指導を相互に関連付け、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。
 - 地域の自然や文化、産業等に理解を深め、食への感謝の念を育むとともに、地産地消の推進を図るため、給食における地場産物の活用を促進します。
- (4) 保健・医療・福祉関係者【対象：地域住民】 <食育基本法第11条関連>
- 食育の重要性について情報提供や普及啓発に努めます。
 - 栄養バランスや生活習慣病と食の関わりなどについて地域での指導に努めます。

- (5) 食生活改善関係者・消費者団体・NPO法人【対象：地域住民】〈食育基本法第13条関連〉
- 食品表示の正しい理解や安全な食品の選び方、調理方法や食文化の継承などについて、地域での指導や相談に努めます。
 - 食育講座や料理教室などの開催を通じて食育の普及啓発に努めます。
- (6) 農林水産業者、食品関連事業者等【対象：地域住民】〈食育基本法第11・13条関連〉
- 多様な体験や見学の機会を提供し、食に関する関心と理解の増進に努めます。
 - 安全で品質の高い食品を提供するとともに、調理方法や栄養バランスなどの情報提供に努めます。
 - 調理体験などを通じて地場産品や地域の伝統食、伝統的な在来種の食材などの魅力を伝えます。

2 地域における推進体制

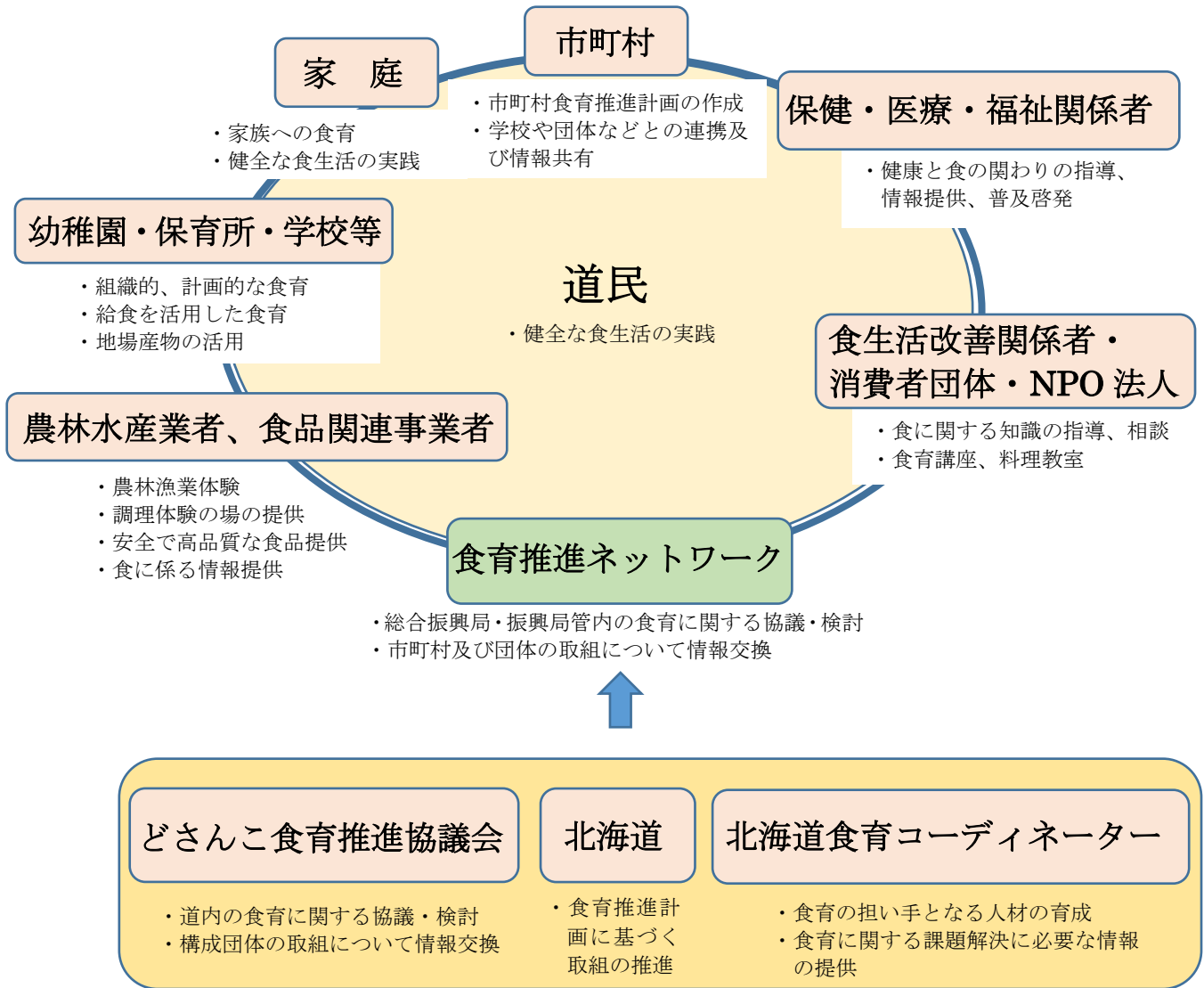
- (1) 地域の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、推進体制を整えながら、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携して食育に取り組みます。
- (2) 総合振興局・振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した取組を進めます。

3 全道的な推進体制

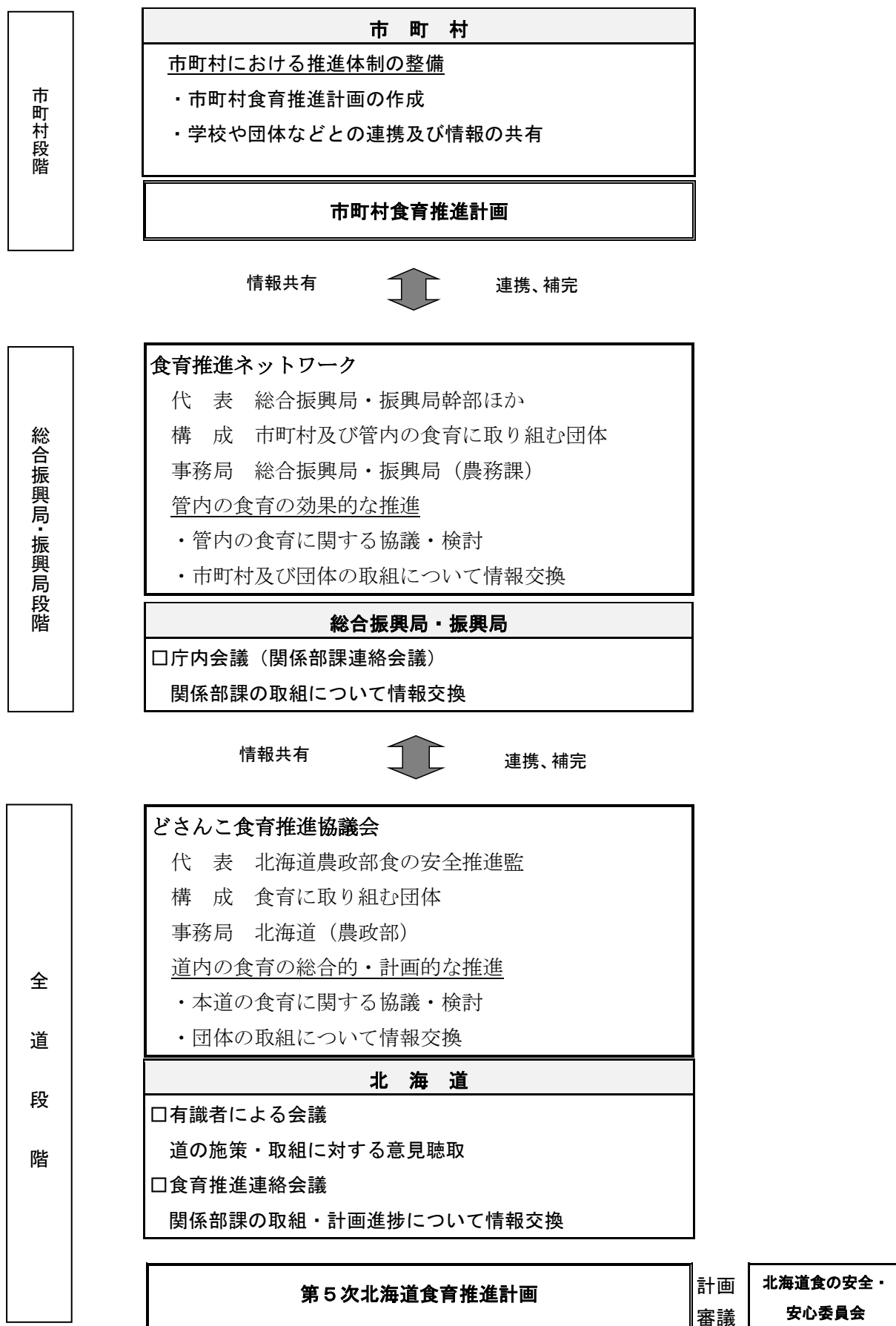
- (1) 食育に関わる全道の幅広い機関・団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」において情報を共有するとともに、それぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進めます。
- (2) 道においては、食育コーディネーターなどの有識者や食育実践者から意見を伺いながら、庁内の関係部局からなる「食育推進連絡会議」などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

■ 地域における役割分担のイメージ

【様々な主体が情報共有し総合的に連携・協働】



(参考) 食育の推進体制



参 考 資 料 目 次

優良事例（北海道食育推進優良活動表彰受賞者の取組）	32
用語解説	36
資料	42
・「第5次北海道食育推進計画」策定の経過等	
・北海道食の安全・安心条例	
・食育基本法	

○ 漁業士の出前授業による食育の取組

【宗谷管内漁業士会】

宗谷管内漁業士会は、現役の漁師であり、地域のリーダーとして、漁業に関する地域活動の指導、資源の増大、漁業経営の安定、地域漁業の担い手の育成等について、幅広く活動しています。

宗谷管内漁業士会では、平成 18 年度から、自ら漁獲した魚介類のおいしさや漁業・漁村の魅力をアピールして、子ども達の水産業に対する知識・理解を深め、魚食の普及を図る出前授業を行っています。

◇主な取組内容

出前授業

地元の小中高校生を対象に、地元で獲れる新鮮な魚介類や漁師の仕事を題材に、地元の漁業や漁獲物について勉強する「座学」と、実際に漁獲物に触れて行う「実習」の2部構成で出前授業を行っています。

各地域ならではの漁業資源を使い、ホッケの解剖や活ホタテ貝剥き、サケフレーク作り、コンブの成形作業など、地元でしか味わうことができないこだわりを持った個性的な食育活動を行い、漁師である漁業士自らが、地元子ども達に地元の魚介類の最高のおいしさ等を伝える生きた現場となっています。

会報誌「舵」の配布

例年、管内公立学校に対し出前授業の開催要望をとりまとめているので、管内の学校に広く認知された取組となっています。

また、出前授業の開催状況を報告する会報誌「舵」を、市町村や関係機関のほか、管内の各学校にも配布し、地域の児童・生徒に対する漁業への新たな発見や理解につなげています。



○ 有機農業を通じて栽培から消費まで学ぶ取組 【株式会社大地のMEGUMI】

株式会社大地のMEGUMIは、大空町女満別で、有機農業などの環境保全型農業により、かぼちゃ、馬鈴薯、アスパラガスなどを生産し、契約栽培や通信販売などの方法で消費者に直接販売しています。

大空町子ども達が有機農業の栽培体験を通じて、有機農業ならではの苦労や、なぜ自分たちにとって安全安心で環境にもやさしいのかを理解してもらい、地元農産物のファンになってもらいたいという思いから、子ども達への食育活動を始めました。

◇主な取組内容

栽培から消費まで一連の流れを学ぶ

町内の小学校6年生が、総合的な学習の時間において、有機圃場におけるかぼちゃの栽培体験を行い、播種から収穫までの圃場実習を行うほか、収穫したかぼちゃを道の駅で開催される「輝農祭」で自ら販売し、栽培から消費までの一連の流れを経験します。

子ども達が作ったかぼちゃは、町内外のたくさんの方々に食されており、売上金は被災地の復興支援に充てています。

また、町内小中学校における学校給食用食材として、年6回、有機栽培のアスパラガスやかぼちゃなどを無償提供し、町内の子ども達に実際に食べる機会を提供しています。

料理教室や出前授業

小学生以外に対しても、シェフや大学教授などのスペシャリストを招き、料理教室や有機農業の授業を行う特別授業を行い、地元農産物の良さを伝えています。

また、東京農業大学で、単位取得可能な授業として、有機圃場での実習や座学を行い、後進の育成を行っています。



○ 全世代を対象に食を通じた健康づくりの取組 【網走市食生活改善協議会】

網走市食生活改善協議会は、網走市の栄養及び食生活改善の普及啓発活動を行うため、平成3年に設立し、網走市が行う食生活改善推進員養成講座を受講した市民が会員となり、現在は約40名で活動を行っています。

活動のメインテーマを「減塩」と「野菜350g」とし、料理教室を行うほか、地域住民が減塩と野菜の摂取を実践し、食の自立と食を選ぶ力を身に付けることを目標として、「あばしり版食事バランスガイド」や「健康レシピ集」の発行など様々な情報を提供しています。

◇主な取組内容

料理教室

全世代を対象に、メンズキッチンや、親子チャレンジクッキング、鮭丸ごと料理教室、ワンディシェフの日（若者・働き世代）、生涯骨太クッキングなどの料理教室を行うほか、市民健康まつりで展示及び試食の提供を行っています。

また、市農林課と連携した道産小麦や地元食材を使用した料理教室や「木育×食育 アウトドアキッチン」などの新しい事業、高齢者福祉系の介護予防事業の料理教室、小学校と連携した地域の食材発見など、多方面で活躍しています。



減塩と野菜摂取

〈減塩〉料理教室では減塩レシピにより料理指導を行い、イベントでは、1日、1週間、1か月、1年のそれぞれの塩の量を展示し、来場者に視覚的に強い印象を与え、毎日の減塩の実践につなげています。

〈野菜350g〉イベントでは、野菜レシピの提供、350g分の野菜の展示にとどまらず、それぞれの野菜の効能の紹介や野菜の力で減塩しようと呼びかけるなど、展示方法を工夫し、関心を高めています。



○ 農業や食育の体験機会を提供する「田んぼの学校」の取組 【当麻町】

大雪山の麓に位置する当麻町は、北海道でも有数の農村地域であり、良食味米として評価が高い「当麻米」、今や全国区となった「でんすけすいか」や、夏バラ日本一との高い評価を受ける「大雪の薔薇」などの農産物を生産しています。

その豊富な資源をいかして、未来を創造する当麻の子ども達に農業や食育の体験機会を提供する「田んぼの学校」を町が設置し、運営しています。町内の子ども達は、ここで田植え、稲刈りなどをし、収穫されたお米はすべて学校給食に提供されます。

◇主な取組内容

児童・生徒の農業体験

町内の小中学生が、町内関係機関及び町民ボランティアスタッフのサポートを受け、田植えと稲刈りの体験と成長観察などを総合的に学びます。

田植え後の昼食は、児童・生徒・関係機関・ボランティアスタッフの参加者全員でおにぎりや豚汁、稲刈りの後にはカレーライスを食べる食体験も行います。

田んぼの学校には、地域農業の歴史展示もあり、食農体験と合わせて、命を尊び、故郷を愛する心の教育につながっています。

学校給食での取組

収穫されたお米は、当麻農業協同組合のカントリーエレベーターで随時精米されて、町の給食センターに納品され、町内の幼稚園と小中学校に通う園児・児童・生徒が1年間にわたって給食のごはんとしていただきます。

子ども達は、自ら土に触れ、手をかけて育てたお米、生きてきた大切な命をいただくことで、命の大切さを学びます。



用語解説

(五十音順、アルファベット順)

○ YES! clean 表示制度 (農：食品政策課)

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES! clean マーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

○ 栄養教諭 (教：健康・体育課)

「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員。教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらす。「栄養教諭」制度(栄養教諭普通免許状〔専修、一種、二種〕を新設)は、平成16年に創設され、平成17年度から施行された。

○ オーラルフレイル (保：地域保健課)

老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および課程。

○ 環境教育 (環：環境生活課)

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

○ 北のめぐみ愛食レストラン (農：食品政策課)

道内の外食店や宿泊施設のうち、道産食材を使用したこだわり(自慢)料理の提供を通じて、北海道産食材の積極的な利用や食材の素晴らしさをお客様に伝える地産地消(愛食運動)に取り組むお店として北海道が認定している。

○ クリーン農業 (農：食品政策課)

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

○ 在宅栄養士 (保：地域保健課)

管理栄養士及び栄養士の免許を有し、栄養関連業務に就いていない、地域に潜在した人材。

○ サプライチェーン （農：食品政策課）

原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまでの、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。

○ 市町村栄養士 （保：地域保健課）

市町村栄養士は、地域で暮らす全ての住民を対象に、市町村の政策方針に基づき、生涯にわたる健康づくり・生きがいづくりを「食」を通して実現するため、科学的知見をもとに、住民との関わりを通じた活動から見えてくる地域の課題やニーズを探り、行政として取り組むべき課題を見極め、職場や地域の様々な人々と連携しながら、政策づくりに取り組むことができるという専門性を有する。

○ 主食・主菜・副菜 （保：地域保健課）

主食とは、米、パン、めん類などの穀類で、主として、糖質エネルギーの供給源、主菜とは、魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質や脂肪の供給源、また、副菜とは、野菜などを使った料理、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う重要な役割を果たす。

食事は、主食、主菜、副菜を基本とすることにより、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をバランスよくとることができる。

○ 賞味期限・消費期限 （農：食品政策課）

賞味期限とは、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のことであり、賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではない。食品の劣化速度が比較的緩慢な食品についての期限表示で、容器包装を開封する前の期限を示す。

消費期限とは、定められた方法により保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日のこと。品質が急速に劣化する食品についての期限表示で、容器包装を開封する前の期限を示す。

○ 食事バランスガイド （保：地域保健課）

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、食事の望ましい組合せとおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

健康な方の健康づくりを目的としており、「どさんこ食事バランスガイド」では、道民のみなさまに広く活用いただくため、北海道に縁のある料理を掲載している。

○ 食生活改善推進員 （保：地域保健課）

正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、その上で地域の実情に即した効果的な手段で「私たちの健康は私たちの手で」の精神にのっとり、住民参加を促し、継続的に食生活改善を中心とする組織的な活動を進めているボランティアのこと。平成16年4月に全国食生活改善推進員団体連絡協議会で「食育宣言」を行い、食育アドバイザーとして全国で活動している。

○ 食の外部化 （農：食品政策課）

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられ、これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられている。こうした動向を総称して「食の外部化」という。

○ 食品アクセス問題 （農：食品政策課）

高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方（いわゆる「買い物難民」、「買い物弱者」、「買い物困難者」）が増えてきており、「食品アクセス問題」として社会的な課題になっている。

○ 食料安全保障 （農：農政課・食品政策課）

食料は人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なもので、全ての国民が、将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることは、国の基本的な責務であり、平成11年7月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしている。

○ すこやか北海道21（北海道健康増進計画） （保：地域保健課）

健康増進法に基づき、道が策定した、道民の健康づくりの取組の方向性や目標を定めた計画で、道民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことなどにより、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を伸ばすこと及び健康格差の縮小を目指している。道民の健康づくりを推進するため、令和6年度～令和17年度を計画期間とし、14領域にわたって生活習慣の改善、生活習慣病の予防に取り組む。

○ 3R（スリーアール） （環：循環型社会推進課）

廃棄物等の発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）及びリサイクル（Recycle リサイクル）のこと。

リサイクルとは、再生利用（廃棄物等を原材料として再利用すること、マテリアルリサイクル）及び熱回収（廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること、サーマルリサイクル）をいう。

○ 生活習慣病 （保：地域保健課）

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中などが含まれる。

○ 地産地消 （農：食品政策課）

地域で生産されたものをその地域で消費すること。地産地消の取組は、食を通じて生産者と消費者の絆を強め、地域の活性化や健康で豊かな食生活の実現に資するもので、道内各地では、生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取組が展開されている。

○ **道産食品登録制度**（農：食品政策課）

北海道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する仕組みとして、道が平成 18 年 1 月から始めた制度。道産原材料については、北海道産（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名）と表示することや、商品形態については、最終の出荷形態と消費者の入手形態は同一のものであること等が要件となっている。商品には登録マークが付けられている。

○ **道産食品独自認証制度**（農：食品政策課）

北海道の豊かな自然環境や高い技術を生かして生産される安全で優れた道産食品を認証する仕組みとして、道が平成 16 年 4 月から始めた制度。①原材料に関する基準、②生産情報の提供に関する基準、③安心に関する基準、④商品特性の評価に関する基準及び⑤官能検査の方法に関する基準が規定され、これらに適合する審査を受けることが要件となっている。「きらりっぷ」という愛称で呼ばれ、商品には認証マークが付けられている。

○ **特定健康診査・特定保健指導従事者**（保：地域保健課）

特定健康診査を適切に実施するために必要な「医師」、「看護師」及び保健指導が必要な者に対し支援を行う「医師」、「保健師」、「管理栄養士」等*（※一定の実務経験がある看護師）のこと。

○ **どさんこ愛食食べきり運動**（農：食品政策課）

食品ロスの削減に向け、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに、平成 28 年 11 月から道が実施している運動。

○ **中食(なかしょく)**（農：食品政策課）

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食(ないしょく、または、うちしょく)」の中間にあって、市販の弁当、総菜や調理済みパンなど、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場、学校、屋外等へ持ち帰り、そのまま食事として食べること。

○ **農村ツーリズム**（農：農村設計課）

農山漁村の豊かな自然や食、歴史、文化、生活体験などを観光資源に活かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで取り組む滞在型観光のこと。

○ **8020運動**（保：地域保健課）

80 歳で 20 本以上の歯を維持することを目的とした運動。毎年 11 月 8 日～14 日の 1 週間を「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進週間」と定め、8020 運動について道民の理解や意識の高揚を図り、道民運動として定着するよう取り組んでいる。

○ ふれあいファーム （農：農政課）

道が登録する都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場。道民に気軽に登録農場を訪れてもらい、農作業体験や農業者の方々との語りを通して、農業・農村の役割や機能を理解してもらうための役割を果たすもの。登録農場では、田植えや稲刈り、野菜や果実の収穫、加工などの体験のほか、農産物の直売、ファームレストラン、ファームイン等、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われている。

○ 北海道食育コーディネーター制度 （農：食品政策課）

食育に関する知識や経験を有する方々を「北海道食育コーディネーター」として登録し、人材の育成や課題解決のための助言・指導等を行うことによって、地域での食育の活動を支援するため、平成18年12月に創設した道の制度。

○ 北海道食品機能性表示制度 （経：食産業振興課）

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」における国との協議を経て、加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する制度として平成25年4月1日からスタート（愛称：ヘルシーD o）

企業が提出する申請商品に含まれる成分に関する研究論文等について、道が、懇談会を設置の上、学識経験者の意見を聞いて審査し、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を認定するもの。企業は、認定商品のパッケージに認定内容を表示することにより、消費者の高まる健康ニーズに対して的確な情報が提供されるほか、認定商品のブランド化・差別化が図られ、道内食産業の振興につながる。

○ 北海道らしい食づくり名人 （農：食品政策課）

地域で栽培される機会が少なくなった昔ながらの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理など、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行っている方々を「食づくり名人」として登録する制度で、道が平成17年度に創設したもの。

また、本制度では、食づくり名人のうち、振興局や市町村が推薦した、講師やアドバイザーとなって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言をできる方々を「伝承名人」として登録している。

○ 北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度 （保：食品衛生課）

HACCP（ハサップ）とは食品を製造する際の衛生管理手法で、国際基準として各国で導入が進められている。北海道では安全な食品の提供と道産食品の信頼性向上のため、独自の認証制度「北海道 HACCP」を設け、HACCPに取り組んでいる施設や食品について、審査の上、一定の基準を満たしたものを認証している。

○ 木育 （林：森林活用課）

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、森林や木材の「つながり」を重視し、豊かな『人づくり』と『社会づくり』をめざす北海道発の概念。木育で言う「木」とは、森林と木材の両方を指す。

○ **有機JAS** （農：食品政策課）

多年生作物は過去3年以上、野菜や米なら過去2年以上、農薬や化学肥料を全く使っていない農地での栽培など有機JAS規格を満たした農産物・加工食品に有機JASマークを付す制度である。規格には有機農産物、有機畜産物、有機加工食品がある。

○ **有機農業** （農：食品政策課）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の手法を用いて行われる農業をいう。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。

○ **BMI (Body Mass Index) 体格指数** （保：地域保健課）

肥満ややせの判定法。体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)。一般的に 18.5 未満がやせ、18.5 以上 25.0 未満が普通、25.0 以上で肥満と判断される（日本肥満学会）。

○ **SDGs (エスディーゼーズ：持続可能な開発目標)** （農：食品政策課）

Sustainable Development Goals の略で、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

資料：「第5次北海道食育推進計画」策定の経過等

令和5年（2023年）

- 3月15日 令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会
 - ・知事から同委員会に対して
 - 「第5次北海道食育推進計画」の策定について諮問

- 7月24日 令和5年度第1回北海道食の安全・安心委員会
 - ・「第5次北海道食育推進計画」骨子（案）について審議

- 8～9月 地域意見交換会
 - ・全道5箇所

- 11月20日 令和5年度第2回北海道食の安全・安心委員会
 - ・「第5次北海道食育推進計画」素案について審議

- 11月28日 道民からの意見募集（12月28日まで）
 - ・14件の意見提出

令和6年（2024年）

- 2月7日 令和5年度第3回北海道食の安全・安心委員会
 - ・「第5次北海道食育推進計画」（案）について審議
 - ・北海道食の安全・安心委員会から知事に対して答申

食政第1 2 1 1 - 3 号
令和5年(2023年)3月15日

北海道食の安全・安心委員会
会長 西 邑 隆 徳 様

北海道知事 鈴 木 直 道

第5次「北海道食育推進計画」について(諮問)

このことについて、北海道食の安全・安心条例(平成17年北海道条例第9号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

(諮問理由)

北海道食の安全・安心条例第25条第1項に規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画として第5次「北海道食育推進計画」を定めるにあたり、貴委員会の意見を求めるものです。

令和6年（2024年）2月7日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道食の安全・安心委員会
会長 野口 伸

第5次「北海道食育推進計画」について（答申）

令和5年（2023年）3月15日付け食政第1211-3号で諮問がありましたこのことについて、当委員会で審議した結果、第5次「北海道食育推進計画」（案）の内容は、おおむね適当と認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、次の事項に十分配慮してください。

記

- 1 食育の取組を効果的に進めるため、家庭をはじめ、学校や地域住民、ボランティア団体、消費者団体、農林水産業者を含む食品関連事業者、保健・医療・福祉関係者などが、それぞれの立場や役割に応じて、相互に連携・補完しながら、道民が積極的に取り組む道民運動として推進されるよう努めること。
- 2 食育はあらゆる世代で取り組むべきものであることから、社会情勢や食をめぐる情勢の変化を踏まえて施策を推進し、広く道民が健全な食生活を実践できるよう努めること。
- 3 計画の進捗状況や成果を把握し、フォローアップするなど、効果的な食育の推進に努めること。

北海道食の安全・安心条例

平成17年3月31日北海道条例第9号
最終改正 令和2年10月13日北海道条例第88号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等（第9条―第14条）

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給（第15条―第21条）

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進（第22条・第23条）

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第24条―第27条）

第3章 北海道食の安全・安心委員会（第28条―第35条）

附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- （2）食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- （3）生産者等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

- (4) 関係法令 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。
- (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。
- (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。
- (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

（道の責務）

第 4 条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（生産者等の責務）

第 5 条 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第 2 項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

（道民の役割）

第 6 条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

（国への協力要請及び意見等の提出）

第 7 条 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（年次報告等）

第 8 条 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等

(基本計画)

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の提供)

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

(食品等の検査及び監視)

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進)

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給

(食品の衛生管理の推進)

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物等の安全及び安心の確保)

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の安全及び安心の確保)

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取

組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産資材の適正な使用等)

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産に係る環境の保全)

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進

(適正な食品の表示の促進等)

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(道産食品の認証制度の推進)

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

(情報及び意見の交換等)

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第25条 道は、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。)を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民からの申出)

第26条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道食の安全・安心委員会

(設置)

第28条 北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第29条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第30条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第31条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
 - (3) 生産者等（法人にあっては、その役職員）
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第32条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第34条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 22 年 6 月 29 日条例第 38 号）

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 14 日条例第 98 号）

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 30 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 13 日条例第 88 号）

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

食育基本法

平成17年6月17日法律第63号
最終改正 平成27年9月11日法律第66号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第15条）

第2章 食育推進基本計画等（第16条—第18条）

第3章 基本的施策（第19条—第25条）

第4章 食育推進会議等（第26条—第33条）

附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全

な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職

務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進の目標に関する事項
- (3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第1項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の

製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

第28条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

(2) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第2号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に第25条の規定による改正前の食育基本法第26条第1項の規定により置かれている食育推進会議は、第25条の規定による改正後の食育基本法第26条第1項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、制令で定める。

第5次北海道食育推進計画

(どさんこ食育推進プラン)

発行 令和6年3月

発行者 北海道農政部食の安全推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111 (内線 27-662、27-666)

011-204-5427 (直通)

FAX 011-232-7334

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/index.htm>